

滋賀県老人福祉施設協議会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、滋賀県老人福祉施設協議会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を滋賀県草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、滋賀県における老人福祉の向上発展、人権尊重理念の具現化、及び利用者サービスの向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 自然災害や感染症疾患の発生をはじめとする有事の際には、相互扶助の精神に則り協力 支援体制の構築に努める。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 老人福祉施設の運営の適正化、及びサービスの質の向上に関する調査研究
- (2) 老人福祉施設の経営に関する調査研究
- (3) 会員相互の研修、及び交流事業の実施
- (4) 老人福祉に関する提言、及び関係機関・団体との連絡協議
- (5) 全国老人福祉施設協議会、及び近畿老人福祉施設協議会との連携
- (6) その他目的達成に必要な事業

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会の会員は、社会福祉法人が経営する老人福祉施設とする。

(入会)

第6条 会員は、第5条の資格を有する者で、入会申込書(様式1)を会長に提出し、入会する。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届（様式2）を会長に提出し、退会する。
2 会費が未納入であって、督促したにもかかわらず、督促後1か月以内に納入しなかったときは、退会したものとする。

（再入会）

第8条 再入会の申し出があった場合は、理事会の審査を経て再入会できる。

（除名）

第9条 会員が次の各号の1に該当する場合は、総会において出席者の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）本会の会則、又は規程に違反したとき。
- （2）本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（会費）

第10条 会員は、別表第1に定める年会費を請求の日より2か月以内に納入しなければならない。

- 2 年度の中途に入会、又は再入会したときの年会費は、月割計算により請求する。
- 3 会員が退会し、又は除名された場合は、既に納入された年会費は返還しない。

第4章 総会

（総会）

第11条 総会は、通常総会、及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。
 - （1）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - （2）会員の5分の1以上から会議の請求理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - （3）監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

（構成）

第12条 総会は、第5条に定める施設であって、第10条に定める年会費のうち施設割を負担する施設の施設長又は事業所長で構成する。

（議決事項）

第13条 総会は、別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （1）事業計画、及び予算に関する事項
- （2）事業報告、及び決算に関する事項

- (3) 会則、規程の改廃に関する事項
- (4) 役員を選出に関する事項
- (5) その他付議された事項

(招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第11条第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面で、7日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その都度選出する。

(定足数)

第16条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第17条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委任状等)

第18条 総会に出席できない会員は、代理者(他施設の会員又は当該施設職員の代理出席者)にその権限を委任することができる。

(議事録)

第19条 総会の議事の経過、及び結果を記録しておくため、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時、及び場所
- (2) 総数、出席者数、及び氏名
- (3) 審議事項、及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要、及びその結果

- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員)

第20条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長とする。

(役員を選出等)

第21条 理事は、予め別表第2の各ブロック及び業種ごと、並びに、別に定める理事候補選定委員会により理事候補者を選定し、総会において選出する。

2 会長、副会長は、理事の互選により選出する。

3 監事は、改選時に退任した理事の中から2名を総会において選出する。ただし、退任理事がない場合は再任を妨げない。

4 理事と監事は、兼務することができない。

5 役員に欠員が生じたときは、速やかに後任者を選出する。

(役員職務)

第22条 会長は、本会を代表し、本会業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理する。

3 重要な案件の処理について、会長、副会長は正副会長会を開いて協議の上、理事会・総会に諮る。

4 理事は、理事会を構成し、会則、並びに総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

5 監事は、次の業務を行う。

(1) 本会の会計を監査する。

(2) 理事の業務執行状況を監査する。

(3) 理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第23条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠、又は増員により選出された役員任期は、前任者、又は現任者の残任期間とする。

3 同一役員再任は、連続3期を限度とする。ただし、総会の承認があればこの限りではない。

(役員解任)

第24条 役員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決に基づき解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員費用弁償等)

第25条 役員は、無給とする。

2 役員費用弁償は、本会の「旅費規程」に基づき支給する。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(協議事項)

第27条 理事会は、別に定めるもののほか、次の事項を協議、又は議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事の3分の1以上から会議の請求理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- 3 会長は、前項の規定により請求があったときは、その日から14日以内に招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面で、7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 理事会の議長は、その都度選出する。

(定足数)

第30条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 理事会の議事は、出席した理事の3分の2以上をもって決する。

(議事録)

第32条 理事会の議事の経過、及び結果を記録しておくため、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時、及び場所
- (2) 理事数、出席者数、及び氏名
- (3) 審議事項、及び議決事項

(4) 議事の経過の概要、及びその結果

2 議事録には、議長、及び会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印をしなければならない。

第7章 委員会およびブロック会

(委員会)

第33条 本会に、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、滋賀県老人福祉施設協議会組織運営規程にて定める。
- 3 委員長は、理事をもってあてる。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 理事を除く会員は、いずれかの委員会に属し、委員会活動を行うものとする。
- 6 前項の規定による委員会の配属は、理事会において決定する。
- 7 委員会の決定に基づき、委員会の中に部会を設けることができる。部会は施設職員の参画を得て活動することができる。

(プロジェクトチーム)

第34条 理事会の決定に基づき、本会の重要な課題を検討し、必要な施策を実施するためのプロジェクトチームを設置することができる。

(ブロック会)

第35条 本会にブロック会を置く。

- 2 ブロック会は、大津、南部、甲賀、東近江、湖東、湖北及び高島地域の7ブロックで構成し、会員はいずれかのブロックに所属する。
- 3 ブロック会にブロック長を置き、会務を処理する。
- 4 ブロック会は、ブロック内の会員相互の連絡、情報交換、災害の援助活動等を行う。

第8章 顧問

(顧問)

第36条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局事務は、理事会の承認を経て、適当な機関に委託して行わせることができる。
- 3 本会の会計責任者は、副会長の中からこれにあてる。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付帳簿・書類)

第38条 事務局は、次の各号の帳簿、及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会則、及び諸規程
- (2) 会員名簿、及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員名簿
- (4) 総会、及び理事会の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿、及び証拠書類
- (6) 資産、及び負債の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿、及び書類

第10章 会 計

(経費)

第39条 本会の経費は、年会費、及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

付則

1. この会則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、役員を選出等関係条文（第 13 条第 1 項第 1 号、同条同項第 4 号、第 20 条第 1 項第 1 号、同条同項第 2 号、第 21 条第 1 項及び同条第 3 項）は、平成 17 年 3 月に開催する総会の日から適用する。
2. 昭和 40 年 4 月 1 日施行の滋賀県老人福祉施設協議会会則は、廃止する。
3. 平成 17 年 6 月 29 日一部改正。この改正は、平成 17 年 4 月 1 日に遡り、かつ、平成 17 年度事業活動から適用する。
4. この会則は、平成 19 年 6 月 12 日から施行する。
5. この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
6. この会則は、平成 20 年 10 月 24 日から施行する。ただし、別表の割当表は平成 21 年度の役員改選時から適用する。
7. この会則は、平成 21 年 6 月 18 日から施行する。
8. この会則は、平成 22 年 12 月 3 日から施行する。
9. この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
10. この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
11. この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。（第 5, 10, 11, 12, 16, 17, 18, 21, 33, 39 条改正, 別表第 1 追加, 別表第 2 改正）
12. この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。（別表第 2 改正）
13. この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（第 3, 18 条改正）
14. この会則は、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。但し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。（第 3 条改正）
15. この会則は、平成 28 年 9 月 12 日から施行する（第 21 条改正）。但し、別表第 2 は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
16. この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する（第 5 条、別表第 1 改正）。
17. この会則の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
18. この会則の一部改正は、令和元年 8 月 1 日から施行する。
19. この会則の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。（第 2 条改正）
20. この会則の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（第 2 条改正）

別表第1 施設の種類の種類ならびに年会費算定基準表（会則第10条）

施設の種類の種類	施設割 (円)	利用者定員割 (円)
1 特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム		
① 定員 120 人以上	50,000	600
② 定員 80 人以上 119 人以下	40,000	600
③ 定員 31 人以上 79 人以下	30,000	600
④ 定員 30 人以下 (地域密着型特養含む)	20,000	300
⑤ 併設ショートステイ		300
2 ケアハウス		
① 単独型ケアハウス (定員 50 名以上)	20,000	300
② サテライト型ケアハウス (定員 50 名以上)	10,000	300
③ 併設ケアハウス (定員 50 名未満)		300
3 上記に該当しない施設及び居宅サービス・地域密着型サービス事業所等 (1カ所につき) ※ (通所介護・訪問介護・訪問看護・GH・居宅介護支援等)		
① 単独型施設・事業所	10,000	—
② 併設およびサテライト施設・事業所	5,000	—

※「サテライト施設・事業所」とは、介護保険事業指定権者より、「サテライト型事業所」として指定を受けたものをいう。

別表第2 理事ブロック別及び業種別選出基準表（会則第21条）

ブロック選出理事 7名		
ブロック名	市 町 名	割当数
大 津	大津市	1名
南 部	草津市、守山市、栗東市、野洲市	1名
甲 賀	湖南市、甲賀市	1名
東近江	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	1名
湖 東	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	1名
湖 北	長浜市、米原市	1名
高 島	高島市	1名
業種別選出理事 3名		
業 種	備 考	割当数
特 養		1名
養 護		1名
ケアハウス	(第2種社会福祉事業含む)	1名
理事候補選定委員会推薦理事 5名		
		5名

- ①ブロック選出理事の割当数は理事会において決定する。
- ②業種別選出理事の選出は会長の指名による。
- ③理事候補選定委員会推薦理事の選出は理事候補選定委員会において決定 する。